

いただいたご意見に対する考え方

◆条例に対する意見

条項	いただいた意見	意見に対する考え方
<p>第1条</p> <p>・</p> <p>第2条</p>	<p>○第1条（目的）では、「並びに予防、早期発見、医療、緩和その他がん対策に関する基本的な事項及び本県の特性に応じた事項を定めることにより」とうたっているのに対し、第2条（県の責務）では、基本的な事項がなくなり、「本県の特性に応じたがん対策に関する施策を策定し」とターゲットが絞られているように理解できるがよいか。</p>	<p>・第2条（県の責務）では、がん対策に関する基本的な事項（検診受診率の向上、医療の充実といった基本的な事項）及び本県の特性に応じた事項（子宮がんなど女性特有のがんの死亡率が全国的に見て高いこと）の両面について、本県の特性を十分に勘案して施策を策定し、実施することを県の責務としています。</p> <p>県は、本県の特性に応じた事項に限定して対策を進めるという意味ではないことをご理解いただきたいと思います。</p> <p>ただし、第1条と第2条の文言が同じことで県民の皆様が混同されないように、第2条では「本県の特性を踏まえたがん対策に関する施策・・・」に修正します。</p>
<p>第1条</p>	<p>○「がん対策基本法に基づくがん対策推進計画」と「がん対策推進条例」の各条項の関係が不明確。この規定ぶりによると、この条例（議会により制定された民主的なもの）は、行政計画に過ぎない計画（議会等民主的な手続きを経ないで作成された計画）の実施を確保するために制定されるという、計画が条例よりも優先するようなことになりはしないか。むしろ、がん対策基本法に反しない限りにおいて、この条例によりがん対策推進計画の内容を規定（規制・制約）することの方が条例としての意味があるのではないかと思う。</p>	<p>・条例と計画の関係性は、条例で規定する内容を計画に適切に反映するという縦の関係にあると考えています。</p> <p>第1条（目的）に「がん対策基本法（平成18年法律第98号）第11条の規定による岐阜県がん対策推進計画の着実な実施を確保し」という一文があることによって、ご指摘のように「計画のための条例」というイメージを県民の皆様が抱かれることは本意ではありません。したがって、上記一文については削除することとします。なお、削除をしても本条例の趣旨等に対する影響はないものと考えています。</p>

第2条	○「県は、国、市町村、医療機関、医療関係団体、がん患者及びその家族等で構成される民間団体・・・」では、「患者会」という一番わかりやすい名称をあえてわかりにくい文章で表現されているため、「患者会」としての文章を入れてほしい。	・「がん患者及びその家族等で構成される民間団体その他関係団体」については、患者団体やボランティア団体などを一般的、かつ幅広く表現しているものであり、原案のとおりとします。
第2条	○第2条の2行目に以下のように挿入を検討いただきたい。 「・・・図りつつ、水質、大気汚染等環境の浄化など、本県の特性・・・」	・大気、水、土壌その他の環境の保全等については「岐阜県環境基本条例」で規定しておりますので、本条例では環境問題による健康被害についてまでは言及しません。したがって、原案のとおりとします。
第4条	○医師等の役割として協力は当然必要だが、県が講ずる、すなわち県主導ということになると、例えば、がん登録を推進するという政策を出した場合、第一線のメディカルスタッフが負担を受ける可能性があることが懸念される。 第4条に記載するとすれば、県ががん対策に関する施策を講ずる前段階として、「がん治療に従事する医師等と協議する」という文言として入れてはどうか。	・第2条（県の責務）では、県が施策を策定し実施する上で、「・・・医療機関、医療関係団体、・・・その他関係団体と連携を図りつつ」とし、県は国、市町村はじめ医療機関等と連携を図ることを前提に施策の策定等を行うこととしています。したがって、修正は不要と考えます。
第5条	○県民に対して検診を啓発することはいいことだが、検診をする側の体制があまり確立されていないし、クオリティが担保されていない。県は医師側の検診の体制を確立することを担保もしくは支援することが必要である。	・第11条（医療従事者の育成及び確保）で、医療従事者の育成・確保を規定し、県がそのために必要な施策を講ずることとしています。

第5条	<p>○公園、歩道における「他人の喫煙による健康への影響」については、たばこ煙は急速に拡散・希釈されるため、屋外における環境中のたばこの煙がたばこを吸われない方に深刻な健康影響を与える科学的な根拠は示されていない。また、「その他多数の者が利用する施設」については、その対象となる施設は実に様々であり、その事業内容や利用者層、利用目的・ニーズ、施設の規模等、千差万別であるため、条例で一律に規制せず、施設の実態を踏まえ、喫煙か禁煙かを施設管理者が自らの判断で決定すべきであるとする。そのため、「公園、歩道その他多数の者が利用する施設」という文言については削除すべき。</p>	<p>・本条例は「…公園、歩道その他多数の者が利用する施設」を一律規制するものではありません。ご指摘のとおり、あくまでも施設管理者のご判断によって、禁煙又は分煙の措置を講じていただくことになります。</p> <p>また、「屋外であっても子どもの利用が想定される公共的な空間では、受動喫煙防止のための配慮が必要」との考えがあり、子どもが遊ぶ公園、子どもたちの通学路などは分煙、禁煙措置の対象になるものと考えています。そうした観点で原案のとおりとします。</p> <p>なお、県が強制力を持って規制を行うものではない点を十分にご理解ください。</p>
第5条	<p>○第5条の条文中、「医療機関その他関係機関と」を「市町村、医療機関及びその他関係機関と」とし、市町村の啓発等を明らかにする。</p>	<p>・市町村との連携は大変に重要なことであり、ご意見のとおり修正します。</p>
第6条	<p>○女性特有のがん対策がピックアップされているが、小児がんについてはどうか。</p>	<p>・この条例では、すべての人を対象としています。その上で、女性のがんについては、子宮頸がんがワクチン接種により予防できるようになったことと、岐阜県における子宮がん、卵巣がんの死亡率が全国的にみて高いという地域的な課題に鑑み、第6条（女性特有のがん予防対策の推進）で独立して対策を規定しています。</p>
第7条	<p>○県は、「がん患者及びその家族に対し」とし、続いて「…その他がん患者及びその家族の支援のために必要な施策を講ずる」と記載しており、二重の表現とならないか。</p>	<p>・ご意見を踏まえ、「がん患者及びその家族に対し、」を削除します。</p>

第8条	<p>○「科学的知見に基づく適切ながん医療」と「質の高いがん医療」との表現の違いにどのような意味を込めているのか不明。「がん患者の意向に十分に配慮した」医療であることを求める趣旨なら、たとえば「がん患者がその居住する地域にかかわらず等しく科学的知見に基づき、かつ、がん患者の意向に十分に配慮した適切ながん医療を受けることができるよう」という表現ではどうか。</p>	<p>・第8条（がん医療の充実）では、まず「がん患者がその居住する地域にかかわらず等しく科学的知見に基づく適切ながんに係る医療を受けることができる」という文言によって、がん診療連携拠点病院等によりどの圏域に居住していても等しく医療が受けられるようにすることを規定しています。</p> <p>それに引き続き、「がん患者の意向に十分に配慮した質の高いがん医療が提供できる」とし、患者の意向に基づき、例えば本県に整備されていない高度医療機器による治療が受診できるように、他県の医療機関との連携体制を強化することを規定しているものです。したがって、ご意見のように「かつ」で繋げる内容ではないため、原案のとおりとします。</p>
第10条	<p>○第10条で「がん患者及びその家族が質の高い療養生活を送れるよう」と記載されている一方、第14条で「がん患者の療養生活の質の向上のための」と柔らかい表現になっている点からすると、ここで質の高い療養生活と言い切っているのはどうか。</p>	<p>・第14条（研究の推進等）は、将来にわたる不断の努力を求める研究についての規定であることから、「療養生活の質の向上」という表現としています。</p> <p>一方で、第10条（緩和を目的とする医療の推進）は、現にがん患者、あるいはその家族が求めている明確な目標が定まっていることを前提にした規定であることから「質の高い療養生活」という表現としています。</p> <p>これらは、その目標の定義が異なることから、異なる表現としているものです。したがって、原案のとおりとします。</p>
第11条	<p>○「認定看護師」の育成を入れてほしい。また、認定を取るための時間と費用を病院側だけに任せるのではなく、行政の面からも支援してほしい。</p>	<p>・「認定看護師」については、「医師その他医療従事者」に含まれる内容ですので、原案のとおりとします。</p>

第11条	○「県は、手術、放射線療法、・・・医療従事者の育成及び確保のために必要な施策を講じる。」の「育成及び確保」の後ろに「健全な労働環境の整備」を加える。	・ご意見を踏まえ、「・・・その他医療従事者の育成及び確保並びに健全な労働環境の整備に関する支援のために必要な施策・・・」と修正します。
第13条	○第13条の2行目の「・・・罹患、転帰(治療の経過及び結果のことをいう。)」について、下線部を取る。また、括弧書き部分は参考資料編へ移動と変更されては如何でしょうか。	・がん登録の記載については、がん対策基本法の第17条第2項に則した記述となっています。また、括弧書きの部分については、転帰という言葉には一般的に難しい印象があるため、わかりやすく説明書きを加えたものですので、原案のとおりで問題はないと考えます。
第14条	○第14条の条文中、「、必要な施策を講ずるものとする。」を「必要な環境整備を含めた施策を講ずるものとする。」とし、ソフト面のみにとどめずハード面を前向きに強調する。 (例) 岐阜県がん研究センター	・第14条(研究の推進等)の「必要な施策」には、環境整備に関する施策を含むものです。なお、ハード面については、県が具体的に施策を推進するにあたって、財政状況等を勘案し検討していく内容ですので、条例で必要以上に強調することは避けるべきであると考えます。 したがって、原案のとおりとします。
第15条	○県は、「保健医療関係者、企業、・・・」とある一方、第2条の県の責務では、企業という言葉が一切出てこないがよいか。	・ご意見の内容については、県民の皆様へがん検診等がん対策の普及啓発を進めるためには、企業とタイアップすることも有効であることを踏まえ、第15条(県民運動の推進)では、企業を取り上げて記載しています。
第15条	○患者会、行政、病院とマスメディア、企業と連携し、五身一体で県民運動を展開すべき。毎年10月10日又は10月1日でもいいので、「がんと向き合う日」又は「がんをよく知ろう」の日を制定し、イベントを展開して、県民の意識を高めるべき(検診を受けることの大切さを促す)。	・「がんと向き合う日」等については、県民運動の高まりの中で、どのような趣旨でいつをその日と定めるのか決定していくべきであると考えます。 本条例の制定を契機として、がん対策に対する気運を高めていきたいと考えます。

<p>第15条</p>	<p>○第15条の次に「がん対策推進基本計画等」 第●●条 県に、がん対策を総合的かつ計画的に推進するため、法第11条に基づきがん対策推進基本計画を策定し、必要に応じ見直しを図り、変更を講ずるものとする。また、その機関として、がん対策推進協議会を置く。」などとし、第三者機関の位置づけを構築する。</p>	<p>・県では、「岐阜県がん対策推進計画」の策定、見直しを行うための機関として有識者等を構成員とする「岐阜県がん対策推進協議会」を既に設置しています。 したがって、原案のとおりとします。</p>
-------------	---	--

◆その他の意見

第5条	<p>○県庁舎、学校、病院、公園、歩道などは様々な人が利用されるので、一律に禁煙とするのではなく、排気設備の整った分煙室や建物外の灰皿の設置などのたばこを吸わない人の迷惑とならないスペースを確保することで、積極的な分煙の推進としていただきたい。</p> <p>※【同様の意見が計2件あり】</p>	<p>・いただいたご意見ですが、受動喫煙防止対策の推進にあたっては、こうした施設の規模、構造及び利用状況など考慮すべき点は様々ありますので、施設管理者に対し一律に禁煙を求めるものではなく、連携、協力の上、分煙又は禁煙を進めていくものです。</p>
第5条	<p>○「・・・その他多数の者が利用する施設における分煙又は禁煙の推進」とあるが、これが拡大解釈されて神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例のような行き過ぎた規制が設けられることとならないか危惧している。様々な施設管理者においては、既に分煙の意識が高まっており、各施設のルールづくりについては、施設の規模や態様、利用者の実情に応じて専ら管理者自身が設定するものなので、必要以上に公権力が介入することがないように十分議論の上、慎重な議論、解釈を求める。</p>	<p>ご意見の内容については、施策を実施する上で運用にかかわる問題でありますので、県担当部局に情報提供させていただきます。</p>
第6条	<p>○子宮頸がんを防ぐワクチンは、日本では2009年10月に承認され、その後一般の医療機関で接種することができるようになったが、公費費用負担は未定である。適正な時期におけるワクチン接種により、がんの罹患率を減らすことができ、さらに医療費の縮小にも繋がる。費用を岐阜県が負担することで多くの女子生徒に接種することが可能になる。</p>	<p>・具体的な事業に係る予算措置については、県においてその必要性、妥当性等を検討の上、財政状況を踏まえつつ個別に対応するものとなりますので、県担当部局に情報提供させていただきます。</p>
第7条	<p>○県は、セカンドオピニオンだけでなく、がん患者の現在の治療法等が相談できる相談窓口（病院だけでなく、各市町村の役所等で平日だけでなく、休日又は夜間に対応できるところ）を設置されたい。</p>	<p>・ご意見の内容については、施策を実施する上で運用の問題でありますので、県担当部局に情報提供し、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
第7条	<p>○低収入家庭や長期治療、特に抗がん剤治療では、費用負担が大きいいため、経済的負担の軽減を採り入れてほしい。</p>	<p>・ご意見の内容については、国、県等において検討、協議していくべきものと考えますので、県担当部局に情報提供させていただきます。</p>

第13条	○がん登録の推進について、がん診療連携拠点病院に負担がきている。登録を推進するのであれば、県ががん登録を推進する方を雇って拠点病院に派遣する体制でないと正確な登録はできない。	・ご意見の内容については、施策を実施する上での個別の課題であり、国、県等において検討、協議し対応していくべきものと考えますので、県担当部局に情報提供し、今後の施策の参考とさせていただきます。
第13条	○がん登録における予後調査をするにあたって、がん患者が亡くなっているかどうか市町村役場に確認しようとしても、個人情報保護の観点から情報を教えてもらえないことがあり、こうした学術的な問い合わせについては情報を提供されるようにしていただきたい。	・ご意見の内容については、個別具体の課題であり、国、県、市町村等において検討、協議し対応していくべきものと考えますので、県担当部局に情報提供し、今後の施策の参考とさせていただきます。
第13条	○患者の予後を調べることは、個人情報保護の上から困難になりつつあり、県に集まる生死のデータ（死亡診断書）をがん登録の予後調査に利用できるようなシステムを、是非この機会に作っていただきたい。	
第15条	○早期発見、早期治療は前から言われていて、受診率が低いことを残念に思う。各種の催物、人の集まる所でのがんの写真展を開催する、がん治療された方の体験談や冊子等をまとめるなどすれば、効果もあがると思う。	・第15条（県民運動の推進）で県民の理解を深める活動などを規定していますが、個別具体の施策については、県等にて検討すべきこととなりますので、県担当部局に情報提供し、今後の施策の参考とさせていただきます。
無記入	○「がん」の告知直後の支援や、病院の都合での支援ではなく医療機関をまたいでの患者を中心にした支援環境の構築をお願いします。 ○一元化された「がん」治療病院の新鮮な情報開示をお願いします。 ○治療を行う面での、治療費や治療環境の支援をもっと充実してください。 ○がん患者の社会復帰に支援の手をお願いします。特に就労や生活への復帰です。	・ご意見の内容については、個別具体の課題でありますので、県担当部局に情報提供し、今後の施策の参考とさせていただきます。